

令和4年第1回安堵町議会定例会会議録

(1日目)

令和4年3月1日(火) 開会

午前10時

1 応招議員 8名

1 番	松田 勝	2 番	増井 敬史
3 番	三浦 博	4 番	山岡 敏
5 番	福井 保夫	6 番	欠 員
7 番	浅野 勉	8 番	森田 瞳
9 番	大星 成司		

2 出席議員 8名

3 欠席議員 なし

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	堀口 善友
教 育 長	辰己 秀雄		
総 務 部 長	富井 文枝	民 生 部 長	辻井 弘至
総 合 政 策 課 長	吉村 良昭	教 育 次 長	吉田 一弘
事 業 部 長	富士 青美	危 機 管 理 室 課 長	吉田 裕一
総 務 課 長	増田 篤人	健 康 福 祉 課 長	井上 育久
住 民 課 長	池田 佳永	上 下 水 道 課 長	廣瀬 好郁
建 設 課 長			

5 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長心得	吉川 明宏	事務局主事	島田 ちひろ
----------	-------	-------	--------

6 会議事件は次のとおりである。

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 文教厚生常任委員長報告
- 第 6 報告第 1 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 第 7 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について）
- 第 8 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について）
- 第 9 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について）
- 第10 議案第 1 号 安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第11 議案第 2 号 安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第12 議案第 3 号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第13 議案第 4 号 安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 6 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第 7 号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第 9 号 安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第10号 安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 第20 議案第11号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）について
- 第21 議案第12号 令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について
- 第22 議案第13号 令和3年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について
- 第23 議案第14号 令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について

- 第24 議案第15号 奈良県広域消防組合理約の変更について
- 第25 議案第16号 令和4年度安堵町一般会計予算について
- 第26 議案第17号 令和4年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
- 第27 議案第18号 令和4年度安堵町下水道事業特別会計予算について
- 第28 議案第19号 令和4年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算について
- 第29 議案第20号 令和4年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第30 議案第21号 令和4年度安堵町水道事業会計予算について
- 第31 報告第5号 令和4年度安堵町土地開発公社予算の報告について

-----  
開 会  
午前10時00分  
-----

議長（福井保夫） おはようございます。

只今から、令和4年第1回安堵町議会定例会を開会します。

出席議員は8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

西本町長より御挨拶があります。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さん、おはようございます。

（「おはようございます」という声あり）

町長（西本安博） 安堵町内でも梅の花が香り、春の訪れを感じる季節になりました。昨年末に落ち着いたように思えた新型コロナウイルス感染症は今年に入って第6波が到来しました。今はコロナウイルスの撲滅から共生へと社会情勢が変わりつつあるようにも感じられるところでございます。

また、そのような中ではございますが、2月に開催された冬の北京オリンピックでは、日本選手は過去最多の18個のメダルを獲得するという明るいニュースもあり、我々国民に元気と感動を贈っていただいたところでもございます。

このような折ではございますが、令和4年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私共お忙しい中、御出席を賜りありがとうございます。

今回の案件は、報告5件、人事案件2件、条例の制定、一部改正8件、令和3年度補正予算

4件、令和4年度当初予算とその他の案件を合わせて、合計26件でございます。

それでは本日提案する案件の概略を述べさせていただきます。

まず、報告第1号「議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）」でございますが、本町職員の公用車による交通事故について損害賠償責任が生じ、その賠償額と和解を専決したので報告するものでございます。

次に、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について）」でございますが、子育て世帯等臨時特別支援事業として、当初の予定が変更し、現金で10万円を一括給付することになったため、予算を増額補正するものでございます。

次に、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について）」でございますが、住民税非課税世帯、低所得世帯に対する臨時特別給付金として1世帯当たり10万円を給付するために、予算を増額補正するものでございます。

次に、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について）」でございますが、報告第1号の事故に係る損害賠償金です。その必要な予算を補正するものでございます。

議案第1号「安堵町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、藤岡博委員が今年29日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を当該委員に選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第2号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、岡田治子委員が今年6月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を安堵町の人権擁護委員に推薦したいので議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第3号「押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、でございます。国においては押印等の必要性の見直しが進められていることを踏まえ、本町においても押印を廃止するために、関係条例について所要の改正を行うため制定をするものでございます。

次に、議案第4号「安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」は、安堵町個人情報保護条例の中で引用している法律及び条項が変更されたため、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」は、非常勤職員が育児休業等を取得する条件を緩和するために改正を行うものでございます。

次に、議案第6号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」と、議案第7号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の

一部を改正する条例について」は、財政健全化の一環として三役の給料を令和2年度から2年間、10%減額をしておりますが、令和4年度においても10%減額したいと考えますので、そのために必要な改正を行うものでございます。

次に、議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、三役の給料減額と同じ趣旨で、部長級職員の管理職手当につきまして令和2年度から2年間、5%減額をしておりますが、令和4年度においても5%減額したいと考えますので、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第9号「安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」は、現在「日当を当分の間支給しない」としてありますが、近隣の状況を踏まえ、本町においても日当を支給するために改正を行うものでございます。

次に、議案第10号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」は、関係法の改正により日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に年金たる保証を受ける権利を担保に供することができる事業が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第11号「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）」において、歳出歳入、繰越明許費、地方債を補正するものでございます。歳出は住民基本台帳法の改正に伴うシステム改修、子育て世帯に対する給付金、当初の見込み量を上回る、し尿処理費、小学校外壁改修工事、人事異動に伴う人件費の調整等のため、歳入は固定資産税軽減措置に伴う財源更正、普通交付税の財源更正、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る財源更正等のため、歳入歳出それぞれ2,209万7,000円の追加が必要になったものでございます。また、美化センター解体工事と来年度に繰越するための繰越明許、地方債を追加するための地方債補正を行いたいと考えております。

次に、議案第12号「令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について」は、医療費の増加に伴い療養費を増額するため、また新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免措置に伴う財源更正を行うものでございます。

次に、議案第13号「令和3年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について」は、会計システム導入業務に係る予算を翌年度に繰越して使用できるよう補正するものでございます。

次に、議案第14号「令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について」は、当初見込より保険料が増加したことに伴い、広域連合給付金が増加したことによる補正でございます。

次に、議案第15号「奈良県広域消防組合規約の変更について」は、組合議員の定数、組合議員の選任方法等を変更するために改正するものでございます。

次に、議案第16号「令和4年度安堵町一般会計予算について」から、議案第21号「令和4年度安堵町水道事業会計予算について」までは、各会計の来年度の当初予算についてでございます。

一般会計は、歳入歳出35億円。前年度に比べて2億2,000万円減額をしております。令和4年度における主な事業として引き続き実施する「新型コロナウイルス感染症対策事業」、「デジタル化推進事業」、「防犯電話購入助成や災害対策用備品の購入」、「GIGAスクール構想の充実化」、加えて「山辺・県北西部ごみ処理広域化に伴う本格的な施設整備」、「まほろば環境衛生組合における中継施設の建設」等に係る予算を計上しております。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出10億4,801万2,000円、前年度に比べて4,881万2,000円の増額でございます。

下水道事業特別会計は、歳入歳出2億7,144万2,000円、前年度に比べて3,098万6,000円減額をいたしております。

次に、介護保険特別会計は、歳入歳出8億875万4,000円、前年度に比べて3,491万7,000円の増額でございます。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出1億3,002万円で、前年度に比べて1,830万円の増額でございます。

水道事業会計は、収益的収入が1億8,343万6,000円で、前年度に比べて1,317万4,000円減額、収益的支出が1億7,926万7,000円で、前年度に比べて294万2,000円減額、資本的収入が120万円で、前年度に比べて700万円減額、資本的支出が5,486万6,000円で、前年度に比べて907万6,000円の増額でございます。

報告第5号「令和4年度安堵町土地開発公社予算の報告について」は、本年2月1日に来年度予算について決定したので報告をするものでございます。

以上、簡単に説明をいたしました。詳細はその都度、担当課長より説明をさせますので、御審議、御承認、御可決賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

議長（福井保夫） 本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に従い進めてまいります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、安堵町議会会議規則第120条の規定により、3番 三浦博議員、4番 山岡敏議員を指名します。

よろしく申し上げます。

---

議長（福井保夫） 日程第2「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から17日までの17日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から17日までの17日間とすることに決定しました。

---

議長（福井保夫） 日程第3「諸般の報告」を行います。

定期監査の結果報告について。

内容について、監査委員から報告をしていただきます。

議会選出監査委員（山岡 敏） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。山岡監査委員。

（山岡議会選出監査委員 登壇）

議会選出監査委員（山岡 敏） それでは、監査報告をさせていただきます。地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和3年度の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により令和4年2月21日付けで報告書を提出しました。その内容について、報告いたします。

なお、徳久亮太郎代表監査委員との合議でありますことを申し上げます。

#### I. 監査の概要

##### 1. 監査の実施期間

令和4年1月20日及び同月21日です。

## 2. 監査の実施者

代表監査委員 徳久亮太郎氏です。議員選出監査委員 山岡敏。

## 3. 監査の対象

対象部署 全部署です。

聴取指名課 総合政策課、危機管理室、建設課、上下水道課。

## 4. 監査の目的、着眼点及び監査手続き

令和3年度における安堵町の財務に関する事務の執行と経営に係る事業の管理について、その適否を確かめるため、正確性、合規性、経済性、有効性、効率性の各視点から監査を行った。

この監査を行うにあたり、監査委員は、各課から提出された定期監査資料に基づき、一般監査手続きのほか、3. に掲げる監査対象課等の関係職員に対して事業執行に係る質問を行い、説明を求めて確認するとともに、財産の管理を確かめるなどの各監査手続きを実施いたしました。

## II. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行について、関係書類及び諸帳簿等を精査した結果、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理に検討、改善を要する事項が見受けられたので、これらについて適正な事務処理等を行うとともに、今後十分研鑽のうえ万全を期されるよう望むものである。

なお、対象部署ごとの所見については、以下のとおりであります。

### 全般的共通事項

(1) 各種団体に対する補助金について前回も指摘いたしましたが、交付申請日と交付決定日が同一の日付であるものが散見された。十分な審査をされているのか疑問が残る。書類に記載する日付は、実際の日付を記載されたい。

(2) 契約事務について、年度替わりの契約起案書については、起案日と決裁日が同日ということは理解できるが、年度途中の契約起案日と決裁日が同日なのは十分審査されているのか疑問が残る。書類に記載する日付は、実際の日付で記載することを望む。

(3) 起案書の決裁日が未記入のものが見受けられた。また、伝票や起案書の決裁欄について、空欄の書類が多々あった。これらについては押印漏れと見誤るため、斜線を引くなどし、改善を図られたい。

(4) 様式7「改善事項」への記載について、各課で自ら改善に取り組む姿勢は伺えるが、中には改善事項が抽象的であるため、何をどのように改善されたのか把握できないのものが見受けられた。具体的な取組を記載されたい。

### 対象部署に関する事項

1月20日、まず建設課。

(1) 大和川直轄河川改修遊水地整備事業（安堵町窪田地区）に伴う用地の維持管理業務委託契約書にある契約日の記入漏れが見受けられた。このことによる契約自体は無効となるわけではないが、契約成立の日を証明することが難しくなる。早急に補完し整理されたい。

(2) 建設廃棄物処理委託契約書に訂正印の押印処理がなされていない訂正が見受けられた。書類受領時によく検収し、不備があれば補正指導されたい。

次に、上下水道課。

(1) 起案文書に修正テープによる訂正が見受けられた。これは公文書の改ざんとなりえる。今後、使用することのないよう注意されたい。

(2) 起案文書の一部に会社名の記載誤りを見受けられたので、適正に処理されたい。

(3) 道路工事、下水工事、上水道工事などの舗装工事を施工する際、舗装した後に同じ個所の別の工事で舗装を割り、その部分の舗装を行っている現場を見受けることがある。この結果、道路のがたつきや工事費の重複となり効率的とは言えない。建設課と話し合い適切な財政運営を行われたい。

1月21日、総合政策課。

(1) 町広報紙については、有料広告欄を設けたことにより収入を得られていた。

(2) 起案文書に決裁日の記入漏れが一部見受けられたので、記入漏れがないように留意されたい。

(3) 地域公共交通タクシー補助事業において、令和3年4月より助成対象施設（鉄道駅4駅）を加えたことにより、コミュニティバスが運行できない地域の方に対して、行政サービスの向上がなされ良好である。

(4) 地域公共交通対策事業において、現在の運転手を含むバス業務委託費は約2,380万円である。コミュニティバスを所持し、運転手のみ委託した場合の経費と比較し、どちらが効率的であるのか中長期的な観点から検討されることを望む。

(5) 監査調書（様式3）の執行額記入欄の金額と執行状況記入欄の金額の不一致が見受けられた。今後、調書に記載する際に注意されたい。

危機管理室。

(1) 現在、町所有の消防ポンプ車の買い替え時期について特段定められていない。確かに法的な定めはないが、例えば20年で入替するなど目安を設ければ、消防ポンプ車などの管理が計画的に行え、また財政運営から見ても利点があると思われる。買い替え目安の導入について検討されたい。

(2) 災害対策事業のうち非常用発電機6台を購入され、危機管理室で一箇所にまとめ保管している。例えば有事の際、避難所等へ持ち出す時に電柱の倒壊や道路分断などが起こり、運び入れることが不可能となることを危惧する。各避難所に設置することを検討されたい。加えて、

発電機の起動する方法について、施設管理者や担当職員等、誰もが起動できるよう使い方の訓練の実施についても検討されたい。

(3) 運転免許証自主返納支援事業について、運転免許証を自主返納された方に「お出かけ応援券」一度限り3,000円分を交付する事業であるが、執行金額1万円のみで、交付人数を把握されていない状況である。当初予算額5万円の事業であるが、町の予算を用いた公共事業であることを再認識し、どのくらいの実績があるのか把握すべきと考える。

(4) 監査調書(様式6)の補助金の名称と交付要綱の名称に相違及び交付要綱を添付されているのに「添付なし」の記載が見受けられた。今後、調書に記載する際に注意されたい。

以上、監査報告を終わります。

議長(福井保夫) これで諸般の報告を終わります。

---

議長(福井保夫) 日程第4「行政報告」を行います。

町長(西本安博) はい。

議長(福井保夫) はい。西本町長。

(西本町長 登壇)

町長(西本安博) それでは、行政報告を行います。

新型コロナウイルス感染症関係についてでございますが、安堵町における感染者は2月28日、昨日現在ですけれども、延べで266人となっております。家族が感染すると、同居している方は濃厚接触者とされますので、その御家庭では誰も外出できない、買い物にも行けない、また周辺の方々や親族の応援も得られない、というような方々については、従来、本人の申請なんですけれども、本町では職員が災害備蓄用食料品と水を自宅にお届をいたしておりました。2月24日からは買い物の代行を行いますので、困っておられる家庭は、役場「危機管理室」に相談されるよう、議員の皆様におかれましても周知御協力をお願いしたいと思っております。

次に、ワクチンの接種状況ですが、2月から18歳以上の方に3回目の集団接種を行っております。2月28日現在における3回目の接種済みの方は2,368人、対象者全体の37.2%でございます。新型コロナウイルス感染症第6波は、ワクチン接種が進んでいる世代に比べ若

年層、10代以下の子供の感染者が多い傾向がありますので、ワクチン接種が感染拡大の抑制効果があることを実感するところでもございます。

現在、本町におきましては5歳以上11歳までの子供を対象とするワクチン接種の準備を進めております。生駒地区医師会の小児科医師と連携して3月と4月に接種希望者に対し、一人につき2回集団接種できる体制を整えているところでございます。

次に、子育て世帯等を対象とする安堵町独自の給付についてでございますが、18歳以下の子供を養育されている世帯を支援するため10万円の現金給付を行います。しかし年収が国が示す基準を超える場合、受給できない世帯が生じてまいります。本町では子育て世帯を区別なく支援する観点から、国の基準を超える子育て世帯にも同じく10万円を給付したいと考えております。そのために必要な補正予算を今回提出させていただいております。

次に、災害時の電力供給に関する協定の締結についてでございます。本日の読売新聞にも掲載をされておりますが、災害発生時に避難場所等において迅速かつ円滑に応急対策を行う上で、電気が必要な場合、外部給電が可能な車両を配車し、電力確保に協力していただくことを目的に「奈良トヨペット株式会社」及び「ネットヨタ奈良株式会社」と2月22日に「災害時の避難所等における外部給電可能な車両から電力供給の協力に関する協定」の締結を行いました。停電時でも車両と繋いで電気を確保することにより、不便さと避難して来られる皆様の不安軽減に役立つものと期待をしております。

以上でございます。

教育長（辰己秀雄） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。辰己教育長。

（辰己教育長 登壇）

教育長（辰己秀雄） 教育委員会 辰己でございます。教育委員会所管事務のうち、新型コロナウイルス感染症に関する事項で、12月議会で報告をさせていただいた以降の新たな事項について、報告をさせていただきます。

まず、町立学校の卒業式につきましては、安堵中学校は3月15日、安堵小学校は3月16日、こども園は3月25日に卒園式を予定しております。また入学式についても、安堵中学校は4月8日、安堵小学校は4月11日、こども園は4月6日に入園式を予定しております。いずれも感染症予防に努め、来賓の御臨席は自粛させていただいた昨年と同様の形態での実施を予定しております。

次に、町内の体育施設の使用休止措置につきましてですが、2月25日より予約受付を再開し、3月14日を使用再開の目途として、安堵町内の感染拡大の状況を踏まえた上で、再開時における予約事務の混乱を避けるため、施設使用再開準備を進めておるところでございます。

最後に、毎年3月に実施されております「奈良県市町村子ども駅伝大会」そして春の「町民体育祭」は中止との決定がなされましたので、再度、御報告をさせていただきます。

町立学校・園におきましては、今後もマスクの着用や手洗いの徹底、換気、消毒などの基本的な感染症予防を引き続き実施してまいります。

以上、教育委員会関係の報告とさせていただきます。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井 保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） おはようございます。森田でございます。貴重な時間をちょっとお借りいたしましてお知らせ、また報告をしていきたいと思っております。先程、町長の方からコロナ禍に伴います諸問題、いろいろ御報告をいただきました。行政報告いただきました。その中で、安堵町はですね、特別、先だって我々各住民にですね、回覧という形でもってこの感染者またこの濃厚接触者のおられる家族について特別に御配慮をいただいた。早速いろいろと検討していただいて、安堵町独自でもって買い物を代行していこうということも決定していただいたことに、非常にありがたい、住民としてはありがたいなということの思いでいっぱいでございます。本当にありがとうございました。

各県下いろいろこのコロナ禍、安堵町先程、町長がおっしゃったように町内でも266人の延べ感染者が発生されております。この中で、その2倍も3倍も、家族で孤立されながら苦しんでおられる、外部の接触を禁じられておる方々がいらっしゃる訳でございますので、早くこのような処置を取っていただいたことに、我々議会としても、また住民代表としても、我々の気持ちの中で、しっかりと御礼を申し上げたいなど。いろいろと各町検討、我々検索してみますと、必要な方は町のホームページでですね、申し入れしてくれというような、冷たい行政のやり方でもございました。当然、安堵町の方もホームページ等で早くからは、この辺のことは、備蓄しておる内容の物もお配りをいたしますというような、ホームページに載せていただいていたことは事実でございますけれども、心温まる、やはり電話でも、会話のある、危機管理室がですね、率先して回覧を作っていたいただいたということ、これ非常に私、コンパクトにまとめていただいて、そしてより早く区長会を通じて住民一人ひとりに、各家族に全部行きわたるようにお知らせをしていただいた。ちょっと聞くところによったら、やはりもう二十数

名が、この事業に申し入れをされておるといように、本当に困っておられる住民の皆さん方がおられる訳でございましたので、しっかりとそうしたことで早急に手配していただいたことに感謝を申し上げます。

いろいろ各県内の方にも、こういうようなことをやっておられることもあろうかと思えますけども、この安堵町でこの心温まる、こうしたこの記事、これは大字各区長さん通じてそうしたことをPRしていただいたという行政の方ですね、危機管理室の有能な職員の方々の、より早く、迅速な、こういう内容コンパクトにまとめていただいたということに感謝を申し上げます、かように思いますので、また今日、後ろの方で、傍聴で県会の小村議員しっかりとその辺の内容のことも読んでいただいているかと思えますけども、県に行ってしっかりと安堵町はこうした、心温まる事業を積極的に取り組んでおるといこともひとつ御紹介を賜れば良いのかなと思えますので、ひとつよろしく願いいたします。

ええことは、しっかりと提案してください。よろしく願いいたします。

議長ありがとうございます。

議長（福井保夫） これで行政報告は終わりました。

---

議長（福井保夫） 日程第5「文教厚生常任委員長報告」を議題とします。

閉会中の当常任委員会の内容について委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長（浅野 勉） 議長。

議長（福井保夫） はい。浅野文教厚生常任委員長。

（浅野文教厚生常任委員長 登壇）

文教厚生常任委員長（浅野 勉） 文教厚生常任委員会委員長 浅野でございます。

文教厚生常任委員会報告書。本委員会で調査した事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第71条の規定により報告します。

開催日時、令和4年2月4日、金曜日、午前10時から。

開催場所、安堵町議会第2委員会室。

出席者、松田副委員長、三浦委員、増井委員、山岡委員、福井委員、森田委員、大星委員、

そして委員長の浅野です。

説明員、西本町長、辻井民生部長、増田住民課長、塩野環境美化センター所長。

職務で出席した者、吉川議会事務局長心得、島田主事。

案件、1. 指定ごみ袋有料化について。

案件の概要、本案は、ごみの分別を行い、循環型社会を目指すため、ごみの減量化やリサイクルの推進に努めてきた。この取組をさらに推進するため、新たに住民にごみ収集、運搬、処分費用の一部負担を求めるため、町指定のごみ袋を作成するもの。

令和4年4月1日から施行しようとするものである。

可燃ごみ袋、不燃ごみ袋とも同じ規格である。

大45リットル10枚入り450円、中30リットル上記に同じ300円、小20リットル上記に同じ200円。

## 2. 報告（質疑）の概要。

「安堵町廃棄物処理及び清掃に関する条例」の改正趣旨を地域住民に周知徹底し適切に施行運用していくため、文教厚生常任委員会を開催した。

まず、12月に可決された本改正条例は、町財政健全化に向けた議員団の取組の一環であることを確認した。

次に、1月18日に開催された予算概要説明会の中で、当案件に対してリサイクル袋等の新たな運用方法が提案されたため、その内容を確認した。

このほか、案件1の概要にある、当初令和4年4月1日実施の指定ごみ袋の導入について、安堵町広報や区長会への配付チラシに10月完全実施と周知したことにより議会と行政に相違が生じたことに関し、町から説明があった。その中で、ごみ袋有料化スケジュール表（案）に基づき、4月施行にあたる運用方策や住民への周知方法等、今後の方策について提案があった。

## 3. 確認・決定事項。

安堵広報や区長会への配付チラシにて10月完全実施と周知し、住民に混乱を招いたため、住民向けには説明文を配付し、区長に対しては改めて担当課が説明をすること。

説明文書には有料化の趣旨等を記載し、無料配布の指定ごみ袋に同封すること。

議会との検討会は継続すること。

今後要望があれば自治会単位で説明訪問すること。

ごみ袋の納品は、3月中旬である。

ごみ袋の販売所は、町内のコンビニ、ホームセンター、コープ移動販売、北部地区は近隣の町外商店等と交渉中である。

ごみ袋有料化は4月に開始し、ごみ袋の無料配布は3月納品時から即時に実施する。

全戸無料配布枚数について、可燃用45Lが30枚と不燃用10枚で併せて合計40枚を配布する。

以上が決定された。今後とも、新たな事業展開がなされる際には、議会との共通認識の場の設定が重要であることを再確認した。以上。

議長（福井保夫） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員長報告を終結します。

---

議長（福井保夫） 日程第6 報告第1号「議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）」を議題とします。

本案について報告を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） 住民課 増田でございます。よろしくお願いいたします。

報告第1号「議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）」を説明させていただきます。

はじめに議案書を朗読させていただきます。

報告第1号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）

標記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年3月1日報告、安堵町長 西本安博。

続きまして、次のページの専決処分書を朗読させていただきます。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和4年2月3日専決、安堵町長 西本安博。

次のページ、3ページをお願いいたします。

損害賠償額の決定及び和解について

令和3年8月24日発生、安堵町所有の公用車による交通事故について損害賠償の額を決定し、これに伴う和解をする。

記。1. 事故発生日、令和3年8月24日、午前9時50分頃

2. 事故発生場所、安堵町大字笠目弋鳥橋付近

3. 相手方、損害物件につきましては、次のページをお願いいたします。相手方は斑鳩町の住民2名で、損害物件は相手方の自動車でございます。申し訳ございません、1ページ戻っていただきますようお願いいたします。

4. 和解事項、(1)賠償額は別紙のとおりとする。後程説明させていただきます。(2)町及び相手方は、互いに本和解事項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しないことを確認する。(3)相手方は、その余の請求を放棄する。

続きまして、5. 事故の原因でございます。安堵町環境美化センター職員が公用車でごみ収集中、富雄川左岸2号線を南進し、安堵町大字笠目弋鳥橋交差点を笠目31号線に左折しようとして、一度ハンドルを右に切り曲がろうとした時に、後方から自動車が直進し、公用車の左側ドアと自動車の右側が接触し、相手自動車がガードレールに接触した事故でございます。

次のページをお願いいたします。

この事故によります損害賠償額といたしまして、治療費としてお二人に2万8,929円と2万6,520円、物損の賠償として33万7,649円を支払うことで示談が成立いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和4年2月3日付で損害賠償額の決定について専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものでございます。

本件につきまして、職員には改めまして公用車の安全運転の指導を行ったところでございます。今後このようなことが起きないように、一層注意してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、報告第1号についての説明とさせていただきます。

御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

これで報告第1号を終結します。

---

議長(福井保夫) 日程第7 報告第2号「専決処分の承認を求めることについて(令和3年度安堵町一般会計補正予算(補正第9号)について)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) おはようございます。総合政策課 富井でございます。どうぞよろしく  
お願いいたします。それでは、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて(令和3年  
度安堵町一般会計補正予算(補正第9号)について)」、御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を  
歳入歳出それぞれ39億3,627万7,000円とさせていただきます。

補正理由といたしましては、子育て世帯等臨時特別支援事業費におきまして、当初、児童手  
当支給対象者に令和3年12月中に5万円を先行して支給し、残りについてはクーポン給付を  
基本とされていたが、政府の方針転換によりまして年内に現金での10万円の一括給付を行う  
ことが可能となったため、本町においても当初予定していた5万円を現金給付10万円とする  
こととし、必要な経費の増額補正をするものでございます。

なお、早急な対応が必要なため専決処分とさせていただき、専決日は令和3年12月14日  
とさせていただきました。

それでは、補正予算書の9ページ、10ページを御覧ください。

3款 民生費、2項 児童福祉費におきまして、子育て世帯への臨時特別給付金として4,  
050万円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、戻っていただきまして、歳入でございます。

14款 国庫支出金で、子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金として4,050万円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

令和4年3月1日報告、安堵町長 西本安博。

次に、専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）を別紙のとおり専決処分する。

令和3年12月14日専決、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億3,627万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月14日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額2億4,530万4,000円、補正額4,050万円、計2億8,580万4,000円。

歳入合計

補正前の額38億9,577万7,000円、補正額4,050万円、計39億3,627万7,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部。

3款 民生費、2項 児童福祉費、補正前の額4億767万2,000円、補正額4,050万円、計4億4,817万2,000円。

歳出合計

補正前の額38億9,577万7,000円、補正額4,050万円、計39億3,627万7,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御承認のほど、どうぞよろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第2号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

報告第2号は、原案のとおり承認されました。

---

議長（福井保夫） 日程第8 報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） それでは、報告第3号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について）」、御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億4,800万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,428万4,000円といたします。

補正理由といたしましては、国が令和3年11月19日に閣議決定をしたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう、住民税非課税世帯と家計急変世帯に対して、1世帯あたり10万円を給付するため、必要経費を増額補正するものでございます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、困難な状況にある方々の生活を速やかに支援する必要があるため専決処分とさせていただき、専決日は令和4年1月6日とさせていただきます。

それでは、補正予算書の9ページ、10ページをお開きください。

3款 民生費、1項 社会福祉費におきまして、負担金補助及び交付金で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金として1億3,070万円の増額補正でございます。

委託費におきまして、電算システム改修、それから特別給付金業務並びに人材派遣等で1,523万6,000円、その他諸経費を合わせまして計1億4,800万7,000円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、7ページ、8ページへお戻りください。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金として1億4,800万7,000円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めらる。

令和4年3月1日報告、安堵町長 西本安博。

次のページ、専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）を別紙のとおり専決処分する。

令和4年1月6日専決、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書の1ページを御覧ください。

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,800万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,428万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月6日専決、安堵町長 西本安博。

補正予算書2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、補正前の額2億8,580万4,000円、補正額1億4,800万7,000円、計4億3,381万1,000円。

歳入合計

補正前の額39億3,627万7,000円、補正額1億4,800万7,000円、計40億8,428万4,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部。

3款 民生費、1項 社会福祉費、補正前の額6億8,737万4,000円、補正額1億4,800万7,000円、計8億3,538万1,000円。

歳出合計

補正前の額39億3,627万7,000円、補正額1億4,800万7,000円、計40億8,428万4,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御承認のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第3号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

報告第3号は、原案のとおり承認されました。

---

議長(福井保夫) 日程第9 報告第4号「専決処分の承認を求めることについて(令和3年度安堵町一般会計補正予算(補正第11号)について)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。富井総合政策課長。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長(富井文枝) それでは、報告第4号「専決処分の承認を求めることについて(令和3年度安堵町一般会計補正予算(補正第11号)について)」、御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ33万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,462万2,000円といたします。

補正理由といたしましては、当町環境美化センター職員の公務中の車両接触事故について、示談が成立したことから、相手方に対して損害賠償を行うため本町過失割合分の賠償額を増額補正するものでございます。

なお、早急な対応が必要なため専決処分とさせていただき、専決日は、示談が成立をいたしました令和4年2月3日とさせていただきます。

それでは、補正予算書9ページ、10ページをお開きください。

歳出についてでございます。

4款 衛生費、2項 清掃費におきまして、補償補填及び賠償金として33万8,000円の増額補正でございます。

この財源といたしまして、7ページ、8ページお戻りください。

20款 諸収入、3項 雑入におきまして、共済保険等受入収入で33万8,000円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求めます。

令和4年3月1日報告、安堵町長 西本安博。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）を別紙のとおり専決処分する。

令和4年2月3日専決、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページお願いいたします。

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ33万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億8,462万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページ、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入の部。

20款 諸収入、3項 雑入、補正前の額8,370万7,000円、補正額33万8,00

0円、計8,404万5,000円。

歳入合計

補正前の額40億8,428万4,000円、補正額33万8,000円、計40億8,462万2,000円。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部。

4款 衛生費、2項 清掃費、補正前の額5億5,101万7,000円、補正額33万8,000円、計5億5,135万5,000円。

歳出合計

補正前の額40億8,428万4,000円、補正額33万8,000円、計40億8,462万2,000円。

次のページ以降の事項別明細書につきましては、先程の説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御承認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより、報告第4号を採決します。

お諮りします。

本案を原案のとおり承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 異議なしと認めます。

報告第4号は、原案のとおり承認されました。



議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

討論を省略して、採決いたします。

これより議案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第1号は原案のとおり同意されました。

---

議長（福井保夫） 日程第11 議案第2号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（富士青美） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富士総務課長。

（富士総務課長 登壇）

総務課長（富士青美） 議案第2号「安堵町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」、御説明させていただきます。

本町人権擁護委員3人のうち、岡田治子委員が、本年6月30日をもって任期満了となります。岡田氏は長年、同委員として人権擁護のために幅広く多様に活動しておられ、その功績が



本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（富士青美） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富士総務課長。

（富士総務課長 登壇）

総務課長（富士青美） 議案第3号「押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」、提案理由を御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、国において押印の見直しがさらに進められております。それを踏まえ、文書作成者の真正性や文書作成の真意確認等の観点から本町においても押印を求めている物について、見直しをするものでございます。

本条例においては、安堵町固定資産評価審査委員会条例中「署名押印しなければならない」としているところを「署名しなければならない」に改め、職員のサービスの宣誓に関する条例中、宣誓書様式にある「㊟」を削ります。

なお、施行日は令和4年4月1日です、

それでは、議案を朗読いたします。

議案第3号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

改正文は先程説明いたしました内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしく願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) はい。起立、全員です。お座りください。

議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

議長(福井保夫) 日程第13 議案第4号「安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長(富士青美) はい。

議長(福井保夫) はい。富士総務課長。

(富士総務課長 登壇)

総務課長(富士青美) 議案第4号「安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、提案理由を御説明いたします。

本条例は、安堵町個人情報保護条例で引用している「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されることに伴い、前者第2条第3項及び後者第2条第1項で規定している個人識別符号及び独立行政法人等がそれぞれ個人情報の保護に関する法律第2条第2項及び同条第9項において定義されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

施行日は令和4年4月1日です。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第4号 安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

安堵町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

改正文は先程御説明いたしました内容と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしくお願ひいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） はい。起立、全員です。お座りください。

議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（福井保夫） 日程第14 議案第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（富士青美） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富士総務課長。

（富士総務課長 登壇）

総務課長（富士青美） 議案第5号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、提案理由を御説明いたします。

本条例は、非常勤職員が育児休業を取得しやすくするために、任用条件である「任命権者と同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上である」という条件を削除し、また「妊婦又は出産等についての申出があった場合における措置」、「勤務環境の整備に関する措置」等を定めることにより、育児する非常勤職員が、職業生活と家庭生活の両立を一層、容易にするために改正するものでございます。

施行日は令和4年4月1日です。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

改正文は先程御説明いたしました内容と重複しますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第5号は、原案のとおり可決されました。

---

議長(福井保夫) 日程第15 議案第6号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第17 議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長(富士青美) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。富士総務課長。

(富士総務課長 登壇)

8番(森田 瞳) 議長、すみません。私この中に6号の議案書が無いんですわ。議案第6号の。

(議案書配布)

8番(森田 瞳) すみません、いただきました。どうぞ。

総務課長(富士青美) それでは、議案第6号から議案第8号まで一括して御説明させていただきます。

まず、議案第6号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第7号「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について」

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで財政健全化の一環として、町長及び副町長については「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」本則・附則において、教育長については、「教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」附則で定めるところにより、それぞれの給料月額 $100$ 分の $10$ を乗じて得た額を減じております。当該三役の給与につきまして、このような措置を引き続き令和4年4月1日から令和5年3月末日まで行うために、両条例の本則・附則に追加規定をするものでございます。

次に、議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」

一般職の部長級職員の管理職手当について、議案第8号及び議案第9号と同じ趣旨から「一般職の給与に関する条例」附則第15項において、令和2年4月1日から令和4年3月31日まで $100$ 分の $5$ を乗じて得た額を減じることとしております。当該手当につきましても、引き続き令和4年4月1日から令和5年3月末日まで減額措置を講じるために、同条例の附則に追加規定するものでございます。

なお、施行日は三つの条例とも令和4年4月1日とさせていただきます。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

議案第7号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

それぞれの改正文は、先程説明いたしました内容と重複しますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、一括して質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

これより、1件ごとに討論及び採決を行います。

はじめに、議案第6号について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、議案第6号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

議長(福井保夫) 次に、議案第7号について討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（福井保夫） 次に、議案第8号について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（福井保夫） 日程第18 議案第9号「安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長（富士青美） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富士総務課長。

（富士総務課長 登壇）

総務課長（富士青美） それでは議案第9号「安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例  
について」御説明させていただきます。

現行規定によりますと、安堵町職員の旅費に関する条例の附則第3項で「第15条第1項に  
規定する日当については、当分の間支給しない。」としております。県外に出張する場合は諸

費が生じること、近隣自治体の状況も踏まえますと日当を支給することが適切であると考えられることから、同項を削るものでございます。

なお、施行日は令和4年4月1日です。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第9号 安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

安堵町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

改正文は、先程御説明した内容と重複しますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（福井保夫） 日程第19 議案第10号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田危機管理室課長。

（吉田危機管理室課長 登壇）

危機管理室課長（吉田裕一） 改めまして、おはようございます。危機管理室の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。それでは議案第10号につきまして御説明させていただきます。

議案第10号「安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」、本件は、法律名「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」の公布に伴いまして、法律名「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」が改正されました。この法律は令和4年4月1日より施行いたします。これを受けまして本町条例「安堵町消防団員等公務災害補償条例」の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、これらの法改正によりまして、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う恩給等担保貸付事業のうち、年金たる補償を受ける権利をこれらの公庫に担保に供するものが廃止されるため、本条例に規定しております、傷病補償年金又は年金である傷害補償若しくは遺族補償を受ける権利を担保に供することができるとする規定を削除いたします。

それでは、議案書の3枚目につけております新旧対照表を御覧ください。

本条例第3条第2項におきまして、損害補償を受ける権利の禁止事項が規定されております。このただし書き以降で、公庫の恩給等担保貸付事業に係る、担保に供するものは除外されておりますが、このただし書き以降の除外規定を削除するものでございます。

なお、この条例の施行期日につきましては令和4年4月1日とし、附則におきまして、同年3月31日までに貸付けの申込みがあった場合や、当該権利を担保に供し貸付けを受けていた場合につきましては、従前の例によることとする経過措置を設けております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

議案第10号 安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について  
安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。  
皆様、御審議、御可決のほど、よろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（福井保夫） 日程第20 議案第11号「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）  
について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（富井文枝） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。富井総合政策課長。

（富井総合政策課長 登壇）

総合政策課長（富井文枝） それでは、議案第11号「令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）について」、御説明をさせていただきます。

本補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,209万7,000円を追加し、歳入歳出総額を41億671万9,000円といたします。

今回の補正理由につきましては、大きく分けて七つございます。

一つ目といたしましては、デジタル社会の形成を図るための関係法令の整備に関する法律により、住民基本台帳法等が改正をされ、マイナンバーカード所有者の転入・転出手続きのワンストップ化に係るシステム改修が必要なことから、係る経費を増額補正するものでございます。なお、本事業につきましては全額国庫補助となりますが、年度内の完了が難しいことから全額を繰越明許とさせていただきます。

二つ目といたしまして、各福祉医療費の増加に伴い予算不足が生じたので必要額を増額補正するものでございます。また、本福祉医療費は県補助となっており、令和2年度におきまして、実績清算によりまして超過交付となったため償還が生じております。これに伴う返還額を増額補正するものでございます。

三つ目といたしましては、町内すべての子育て世帯を支援する観点から所得制限超過となり、国の子育て世帯等臨時特別支援事業で支給対象とならなかった18歳までの児童を養育している世帯に対して、町独自で10万円を給付することとし、所要の経費を増額補正するものでございます。

四つ目として、し尿処理量が当初の見込みを上回り予算不足が生じてまいりましたので、係る所要の経費を増額補正するものでございます。

五つ目といたしまして、農地利用の最適化推進のため、タブレット端末導入事業が国の先の補正により実施されるにあたり、県内全市町村で導入することとなったため、所要の経費を増額補正するものでございます。なお、本事業につきましては全額国庫補助でございますが、一括調達を行うことから一定期間必要なため、年度内の完了が難しいことから全額を繰越明許とさせていただきます。

六つ目といたしまして、小学校の外壁改修工事を令和4年度に予定をしておりましたが、文科省からの前倒しで実施する通知がございましたので、所要の経費を増額補正し、事業につきましては、これも年度内に完了が難しいことから全額、繰越明許とさせていただきます。本事業につきましては3分の1を国庫補助で、残り起債で対応してまいりたいと考えております。

七つ目といたしましては、今年度人事異動に伴いまして人件費等にかかる予算余剰及び不足分の全体的な予算補正でございます。合計ではマイナスの1,431万円の減額補正となりました。

歳入では、固定資産税において、中小企業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置に伴う財源更正、同じく令和3年度の国の補正予算によりまして、令和3年度分の交付税の増加に伴いまして、普通交付税の再算定が行われ交付税が増額されたことに伴う財源更正でございます。

また、国庫負担金において、新型コロナウイルスワクチン接種に係る事業費の歳入科目変更に伴う財源更正及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付、そして社会保障・税番号制度システムの整備等に係る補助金、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業費補助金、学校施設環境改善交付金のための増額補正でございます。

県補助金においては、福祉医療費の補助金について増額補正でございます。

繰入金につきましては、普通交付税の再算定が行われ交付税が増額されたことに伴う財源更正及び事業費の過不足を調整をいたしております。

それから町債においては、事業費の追加に伴う地方債の増加及びその財源更正でございます。

それでは、詳細を16ページ、17ページお聞きいただきますようお願いいたします。

歳出についてでございます。

まず人件費として、1款 議会費、1項 議会費においてマイナスの151万円の減額。

2款 総務費、1項 総務管理費におきまして、人件費として130万円の増額、3項 戸籍・住民基本台帳費におきまして、50万円の人件費の増額、そしてシステム改修委託では258万5,000円の増額補正でございます。

3款 民生費におきまして、人件費として、社会福祉費 総務費でマイナスの1,060万円の減額。次のページの老人福祉費におきまして950万円の減額。医療対策費におきまして、扶助費で224万3,000円、償還金利及び割引料で176万6,000円の増額補正、合わせまして1,601万9,000円の減額補正でございます。2項 児童福祉費におきまして、児童措置費で、子育て世帯への臨時特別給付金（町独自）として401万円の増額補正でございます。こども園費で、人件費としてマイナス440万円の減額、計マイナス39万円の減額補正でございます。

次の20ページお願いいたします。続きまして、4款 衛生費、1項 保健衛生費におきまして、人件費で95万円の増額、2項 清掃費におきまして、人件費で750万円の増額、し尿処理委託として1,121万2,000円の増額、計1,871万2,000円の増額でございます。

5款 農林水産業費 1項 農業費におきまして、農業委員会費で16万円の増額、2目

農業総務費において、人件費で400万円の増額、計416万円の増額でございます。

22ページお願いいたします。

6款 商工費、1項 商工観光費におきまして、人件費としてマイナス340万円の減額。

7款 土木費におきまして、人件費で615万円の増額でございます。

9款 教育費、1項 教育総務費におきまして、設計監理及び施設整備工事費として計1,435万9,000円の増額補正でございます。

続きまして24ページお願いいたします。

5項 社会教育費におきまして、人件費としてマイナス370万円の減額、6項 保健体育費におきまして、人件費としてマイナス160万円の減額でございます。

続きまして、歳入として11ページにお戻りください。

1款 町税、2項 固定資産税におきまして、家屋・償却資産でマイナスの1,091万3,000円の減額。

9款 地方特例交付金、2項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金で、1,091万3,000円、同額の増額でございます。

10款 地方交付税におきまして、普通交付税で5,785万9,000円の増額補正。

13款 使用料及び手数料で76万9,000円の増額でございます。

次に12ページお願いいたします。

14款 国庫支出金、

議長（福井保夫） ちょっと止めてください。

(正午のエルラド放送)

議長（福井保夫） はいどうぞ。

総合政策課長（富井文枝） それでは12ページからでございます。14款 国庫支出金、1項 国庫負担金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金として2,026万6,000円の増額補正でございます。2項 国庫補助金、1目 総務費国庫補助金におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で141万5,000円の増額、社会保障・税番号制度システム整備費補助金で258万5,000円の増額補正でございます。3目 衛生費国庫補助金におきまして、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫補助金としてマイナスの2,026万6,000円の減額補正でございます。4目 農林水産業費国庫補助金で、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業費補助金として16万円の増額補

正でございます。6目 教育費国庫補助金におきまして、学校施設環境改善交付金として475万9,000円の増額補正でございます。

続きまして14ページお願いいたします。

15款 県支出金、2項 県補助金におきまして、115万7,000円の増額補正でございます。

18款 繰入金で、財政調整基金繰入金としてマイナスの5,720万7,000円の減額補正でございます。

最後に、21款 町債、1項 町債で、土木債におきまして、一般単独事業債として110万円の増額補正でございます。

教育債におきまして、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債として950万円の増額でございます。

それでは5ページにお戻りください。第3表 地方債補正でございます。

安堵小学校防災機能強化事業を追加し、起債の限度額を950万円といたします。

次の6ページでございます。転落防止柵改修事業の限度額を450万円から補正後560万円に変更いたします。

続いて4ページにお戻りください。第2表 繰越明許費を御覧ください。翌年度へ繰越させていただきます。事業でございます。

2款 総務費、3項 戸籍・住民基本台帳費で、住民基本台帳ネットワーク事業として258万5,000円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業1億2,987万5,000円。

4款 衛生費、2項 清掃費で、安堵町ごみ焼却施設解体工事に伴う負担金事業2億328万8,000円。

5款 農林水産業費、1項 農業費、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業16万円

7款 土木費、3項 都市計画費、下水道事業特別会計繰出金20万円。

9款 教育費、1項 教育総務費、学校施設環境改善交付金事業1,435万9,000円。

合計3億5,046万7,000円を繰越いたします。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第11号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第11号 令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）

令和3年度安堵町一般会計補正予算（補正第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,209万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億671万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

次のページ以降の、第1表 歳入歳出予算補正及び第2表 繰越明許費、第3表 地方債補正及び事項別明細書につきましては、先程の説明と重複をいたしますので割愛をさせていただきます。

御審議、御可決のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） 今、説明いただきまして、ありがとうございます。この中で若干ちょっと触れておきたい点がございます。

20ページの、し尿処理費の1,121万2,000円の今回、補正ということの計上でございます。議会の中でも付託という形ではなしに、勉強会ということで、町長をはじめ説明員の方で、この辺の中身のことについては説明をいただきました。ただ、新年度、これからの年度年度のことでございますけども、普通、本来であれば、公共下水、諸々のことで進捗していけばいくほど、し尿処理は減っていく、私はそれが当たり前と思っております。ただ、今回に至って1,100万の部分が補正に至ったということは、内容は聞かせていただきましたです

けども、今後、令和4年度の新年度予算にも反映していくことですので、しっかりとこの辺は留意していただいて、新しく、新年度の予算をまたこれから取り組んでいく訳でございますけども、何らかの方法はないかと。補正を生じたことによります、通常、し尿処理の手数料は、要するに件数が上がりましたというだけの説明じゃなしに、もっと町としては講じていく方法がないものかということも、その辺の近隣町の方へも、いろいろと問いかけていただき、また勉強していただきながら、研修していただけたらありがたいなど、かように思います。

以上です。

議長（福井 保夫） その他、質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第11号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（福井保夫） 只今、12時10分です。

1時まで休憩します。

-----  
休 憩 (午後0時10分)

再 開 (午後1時00分)  
-----

議長 (福井保夫) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第21 議案第12号「令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 (増田篤人) はい、議長。

議長 (福井保夫) はい。増田住民課長。

(増田住民課長 登壇)

住民課長 (増田篤人) 住民課、増田でございます。それでは議案第12号「令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算(補正第2号)について」、説明させていただきます。

本補正につきましては、一般被保険者療養給付費及び高額療養費等の医療費の増による増額補正、また新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の国民健康保険税の減免措置に対して国庫補助金及び県費補助金が交付されることによる財源更正、さらに、特定健康診査事業において、会計年度任用職員の保健師の勤務実績が当初見込みよりも少なかったことから、人件費の減額補正を行うための補正予算でございます。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。補正予算書の9ページをお願いいたします。

医療費の増額のため、歳出として、2款 保険給付費、1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費で7,000万円、同款、2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費で1,100万円これらを合計いたしまして8,100万円の増額補正。

この財源といたしまして1ページ戻っていただきまして7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入の中段、2款 県支出金、1項 県負担金・県補助金、1目 保険給付費等交付金、1節 保険給付費等交付金(普通交付金)で、同額の8,100万円の増額補正でございます。

申し訳ございません、もう一度9ページをお願いいたします。特定健康診査事業における会

計年度任用職員保健師の件費減額のため、4款 保険事業費、1項 特定健康診査等事業費、1目 特定健康診査等事業費で85万円の減額補正。

この財源としてもう一度7ページ、8ページをお願いいたします。

2款 県支出金、1項 県負担金・県補助金、1目 保険給付費等交付金、2節 保険給付費等交付金（特別交付金）のうち、保険者努力支援分で85万円の減額補正でございます。

さらに同じページで、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免に対し、補助金が交付されることから、1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税で68万4,000円を減額し、2款 県支出金、1項 県負担金・県補助金、1目 保険給付費等交付金、2節 保険給付費等交付金（特別交付金）のうち、特別調整交付金分で27万4,000円、7款 国庫支出金、1項 国庫補助金、5目 国民健康保険災害等臨時特例補助金で41万円。これらを合計し、68万4,000円の増額とする財源更正でございます。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第12号 令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第12号 令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）

令和3年度安堵町国民健康保険特別会計補正予算（補正第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,015万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,798万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入

1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、補正前の額1億6,794万9,000円、補正額68万4,000円の減額、計1億6,726万5,000円。

2款 県支出金、1項 県負担金・県補助金、補正前の額7億5,762万9,000円、補

正額8,042万4,000円、計8億3,805万3,000円。

7款 国庫支出金、1項 国庫補助金、補正前の額0円、補正額41万円、計41万円。

歳入合計

補正前の額10億783万4,000円、補正額8,015万円、計10億8,798万4,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出

2款 保険給付費、1項 療養諸費、補正前の額6億880万2,000円、補正額7,000万円、計6億7,880万2,000円。同款、2項 高額療養費、補正前の額9,005万2,000円、補正額1,100万円、計1億105万2,000円。

4款 保険事業費、1項 特定健康診査等事業費、補正前の額990万円、補正額85万円の減、計905万円。

歳出合計

補正前の額10億783万4,000円、補正額8,015万円、計10億8,798万4,000円となります。

次のページ以降の、歳入歳出補正予算事項別明細書については、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決よろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第12号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（福井保夫） 日程第22 議案第13号「令和3年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

上下水道課長（廣瀬好郁） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。廣瀬上下水道課長。

(廣瀬上下水道課長 登壇)

上下水道課長（廣瀬好郁） 上下水道課 廣瀬でございます。よろしくお願いいたします。それでは議案第13号「令和3年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について」、御説明させていただきます。

本補正につきましては、笠目地区公共下水道工事におきまして、地下水等の影響で工事の遅れが発生したことによるものと、総務省から要請されております下水道事業の公営企業法適化移行業務について、協議事項がたくさんあるため財源を繰越す必要がございますので、次年度へ予算を繰越するものでございます。

それでは、詳細について補正予算書より説明させていただきます。補正予算書の2ページをお願いいたします。補正予算書の2ページ「第1表 繰越明許費」です。

1款 下水道事業費、2項 下水道建設費、事業名 地方公営企業法適用支援業務で1,870万円。同款、同項、事業名 公共下水道工事で1,690万円の繰越しをいたします。

合計3,560万円を事業完了が翌年度になるため、予算を繰越しいたします。

それでは、議案書1ページに戻っていただきまして、議案書を朗読させていただきます。

議案第13号 令和3年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして、補正予算書の1ページをお願いいたします。

議案第13号 令和3年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

令和3年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

次のページの、第1表 繰越明許費につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

次のページの、第1表 繰越明許費につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決よろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 討論なしと認めます。

これより、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

議長（福井保夫） 起立、全員です。お座りください。

議案第13号は、原案のとおり可決されました。

---

議長（福井保夫） 日程第23 議案第14号「令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長（増田篤人） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。増田住民課長。

（増田住民課長 登壇）

住民課長（増田篤人） 住民課、増田でございます。議案第14号「令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について」、説明させていただきます。

本件につきましては、令和3年度の後期高齢者医療広域連合納付金について、奈良県後期高齢者医療広域連合が算定した概算額により当初予算を計上しておりますが、令和4年2月末の月次処理におきまして、保険料収入が50万円の増収となる見込みとなり、広域連合に納付すべき金額も、これに伴って増額となることから、増額補正を行うための補正予算でございます。

これによりまして、令和3年度後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算の総額は1億1,240万円となります。

それでは、詳細につきまして補正予算書により説明させていただきます。補正予算書7ページをお願いいたします。

歳入からになります。歳入

1款 後期高齢者医療保険料、1項 後期高齢者医療保険料、2目 普通徴収保険料で、当初予算よりも増収となる見込みで50万円の増額補正。

この保険料収入を広域連合に納付金として納めなければなりません。従いまして次のページ、9ページで、歳出

2款 後期高齢者医療広域連合納付金、1項 後期高齢者医療広域連合納付金、1目 後期高齢者医療広域連合納付金におきまして50万円を増額補正いたします。

以上でございます。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第14号 令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第14号 令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）

令和3年度安堵町後期高齢者医療特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,240万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

次のページをお願いいたします。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入

1款 後期高齢者医療保険料、1項 後期高齢者医療保険料、補正前の額7,830万3,000円、補正額50万円、計7,880万3,000円。

歳入合計

補正前の額1億1,190万円、補正額50万円、計1億1,240万円。

次のページをお願いいたします。

歳出

2款 後期高齢者医療広域連合納付金、1項 後期高齢者医療広域連合納付金、補正前の額1億756万6,000円、補正額50万円、計1億806万6,000円。

歳出合計

補正前の額1億1,190万円、補正額50万円、計1億1,240万円となります。

次のページ以降の、歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

以上でございます。

御審議、御可決よろしくをお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論は、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第14号は、原案のとおり可決されました。

---

議長(福井保夫) 日程第24 議案第15号「奈良県広域消防組合規約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

危機管理室課長(吉田裕一) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。吉田危機管理室課長。

(吉田危機管理室課長 登壇)

危機管理室課長(吉田裕一) 危機管理室の吉田裕一でございます。よろしくお願いいたします。そ

れでは議案第15号につきまして御説明させていただきます。

議案第15号「奈良県広域消防組合格約の変更について」、本件は、奈良県広域消防組合が令和2年組合議会第2回定例会で本組合の運営における組織体制の見直しに関する決議書の採択を受けまして、議員構成員の見直しと議員定数等について、また消防業務をより理解するために任期の延長について設置した検討会で議論されました。その報告により本規約を変更しようとするものでございます。そのため、組合議員の人数、選任方法及び任期につきまして、組合格約に所要の変更をすることについて、地方自治法第290条の規定により、この案を提出いたします。

それでは、議案書の3枚目の新旧対照表を御覧ください。

第5条の改正内容につきましては、全市町村からの議員選出機会の均衡として、2期に1回は全市町村から議員選出が可能となるように、議員定数を25名から26名に変更しております。

また執行機関側は、区分会議や市町村町村会で意見を述べる体制を整備したため、組合議員は構成市町村の議会議員のみで構成するものいたしました。

次に、第6条の改正に内容につきましては消防行政に理解が深めることができるように、議員任期を1年から2年に変更いたします。

また第2項を追加し、組合議員の任期の始期を条例で定める明確な根拠を整備いたしました。

次に、第5条で議員定数を変更したことから、別表の(え)の欄におきまして、吉野町、下北山村、上北山村、川上村及び東吉野村の5町村で構成する議員の選出区分は、議員の定数が「2名」であるため「3名」に変更し、組合議員の数の合計を26名といたしております。

なお、この規約の施行期日につきましては、令和4年7月1日からとし、附則において、施行期日の前日において、組合議員であるものの任期は、その日に満了とすることとする経過措置と、改正後の規定による必要な行為は、施行期日前においても行うことができるとする準備行為を設けております。

それでは、議案書を朗読させていただきます。

#### 議案第15号 奈良県広域消防組合格約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、奈良県広域消防組合格約(平成26年奈良県指令市町村第1020号)の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

本文につきましては、先程の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

どうぞ御審議、御可決のほどよろしくお願いいたします。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） 森田でございます。ちょっと教えていただきたいのですが、安堵町の場合は、この議員の中での第5条、第8条、第10条ですか、この議員の中で、第4区分の中で郡山市で一人と後は広域の7町で4人という、このように今までからなっとった部分でありますけども、今現在のちょっと議員の、どこの町が今、携わっていただいているというか、ちょっとわかればお示しいただけますか。

危機管理室課長（吉田裕一） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。吉田課長。

危機管理室課長（吉田裕一） 自席の方から失礼いたします。危機管理室の吉田でございます。今現在、第4区分における、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、河合町7町で第4区分の区分が設けられております。本年度、令和3年度の議員の方の選出につきましては、町長選出の方で平群町と上牧町が選出されております。そして議会議員選出として斑鳩町と河合町の方でお二人選出されております。合計4名の選出になっております。

以上でございます。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） それは今、令和3年ですね。

危機管理室課長（吉田裕一） はい。

8番（森田 瞳） 令和3年度ということのこと。今現在、議会からの選出されておるのは斑鳩町と

河合町ということ、これは今まででしたら1年でしたやろ。

危機管理室課長（吉田裕一） はい。

8番（森田 瞳） これが今回は改正で2年になるんやね。

危機管理室課長（吉田裕一） そうです。

8番（森田 瞳） そういうことすな。改正による。そしたら今度、次の4年度、5年度ということすね、2年間にわたる訳やから。予定でいけば、この内容でいけばどこが当たるんですか。

危機管理室課長（吉田裕一） 今の議員構成につきましては7町の協議によって、協定によって決まっております。次期の選出の市町村については、まだこれから検討段階となっております、まだ未定となっております。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） これは確かにね、これは決まっとると思うんですよ、順番が。町村長の輪番の輪と、議会側のこの輪と決まっとって、ただね、ここで問題提起しておきたいのは、今までは1年交代で何とかぐるぐる、ぐるぐると回った訳ですやん。で、今回は町村議長会の会長の提案やと思うんです、この方の内容についてはね。だから、なかなか良いことを考えてしていただいたなど、これは思うんです。1年でくるくる回ったら何のこっちゃわからん。私もその行かせいただいていた経験上でね。だから任期2年となったことも、これよくわかるんですよ。だからちょっとその辺のこと、2年になったということで、広域の7町の議会、これは議長に申しとかないかんねんけども、ちょっとその辺のことは、いっぺんに戻って審議していただいた方が、議会側としてやで、町村長は町村長の話をしていただけたと思うから、7町の議会の方は今後これできょうということの、また私、新たに出発やと思いますので、ちょっとその辺、議長またよろしく。

そしたら今、議長は行っていただけてない訳やな。今の議長はね。そういうことすな。だからちょっとそこのことは一応、お願いをしときます。

以上です。

町長（西本安博） 吉田君、これ全部、議員さんになるんやろ？

危機管理室課長（吉田裕一） 議員選出になります。

町長（西本安博） せやろ、全員が。もうここで首長は外れます。

8番（森田 瞳） 首長は外れはって、それはまた別の機会が。

町長（西本安博） 理事者側になります。全て。

8番（森田 瞳） はいはい、理事者側に。

町長（西本安博） 議員側は全部議員です。今までミックスなっていましたやろ？

8番（森田 瞳） なっていましたな。

町長（西本安博） 全部、議員になります。

8番（森田 瞳） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。森田議員。

8番（森田 瞳） そしたら、いずれにせよまた令和4年度の出発の時におきましては、一応スタートラインに立って、議会からこの7町で、こういう方向で行こうということは、しっかりもういっぺんスタートラインに立たないと私、いかんと思うんです。2年間をそこでお願いする訳やから。

ちょっとその辺のことは事務局として、ちょっと安堵町の議会からこういう内容のもので指示があったということで、ちょっと含んでおいていただけたらありがたいなと思います。よろしくお願いたします。

議長（福井保夫） その他、質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

討論、ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 討論なしと認めます。

これより、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

議長(福井保夫) 起立、全員です。お座りください。

議案第15号は、原案のとおり可決されました。

---

議長(福井保夫) 日程第25 議案第16号「令和4年度安堵町一般会計予算について」から、日程第30 議案第21号「令和4年度安堵町水道事業会計予算について」までを一括議題とします。

只今、議題としました6議案について、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長(富井文枝) はい、議長。

議長(福井保夫) はい。富井総合政策課長。

総合政策課長(富井文枝) はい。

(富井総合政策課長 登壇)

総合政策課長（富井文枝） 富井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第16号から議案第21号まで、令和4年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算について、一括して御説明をさせていただきます。

本議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算を議会に提出するものでございます。

はじめに、我が国経済の基調判断は、「先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直しの動きは続くものの一部弱さも見られるとし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスク、内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響も注視しながら、「成長と分配の好循環」を実現する」としています。

こうした状況において、政府は令和3年度第1次補正予算と合わせて、感染症拡大防止に万全を期しつつ、デジタル社会・グリーン社会の推進、活力ある地方と全世代型社会保障制度等の対応経費を地方財政計画に計上されました。

当町においても、令和4年度を始期とする第5次安堵町総合計画、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の掲げる主旨を踏まえ、その実現に向けて、すぐに実行可能なもの、中長期的な展望によるものなど、さらに精査するとともに財源の確保に努め予算編成を行ったところでございます。

令和4年度安堵町一般会計予算は、最優先事項である新型コロナウイルスワクチン接種及び感染症対策事業の継続、そして自治体オンライン手続き環境構築事業等、行政手続きのオンライン化等、デジタル化の取組、引き続きの国直轄遊水地事業の推進そして計画的な道路の整備事業、防災対策事業、ごみ広域化の推進、教育・子育て環境の計画的な施設の維持修繕事業の予算を計上いたしました。

令和4年度、国の地方財政計画に基づく地方交付税では増加を見込み、加えて各種交付金・補助金、より有効な地方債等の活用に努めたところでございます。

次に、特別会計では、国民健康保険特別会計において、給付費の増加に伴い、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計において、高齢化や給付費の増加に伴う増額となりました。

それでは、議案書を朗読いたします。

議案第16号～第20号 令和4年度安堵町一般会計の予算及び特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定に基づき、令和4年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算を別紙のとおり提出する

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

議案第16号 令和4年度安堵町一般会計予算

令和4年度安堵町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

次に、特別会計予算でございます。予算書139ページお願いいたします。

議案第17号 令和4年度安堵町国民健康保険特別会計予算

第1条のみ朗読いたします。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億4,801万2,000円と定める。

次に、予算書167ページをお願いいたします。

議案第18号 令和4年度安堵町下水道事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,144万2,000円と定める。

次に、予算書189ページお願いいたします。

議案第19号 令和4年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億875万4,000円と定める。

続きまして、予算書223ページお願いいたします。

議案第20号 令和4年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,020万円と定める。

最後に、別冊子の「水道事業会計予算書」をお願いいたします。

議案第21号 令和4年度安堵町水道事業会計予算について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第24条第2項の規定に基づき、令和4年度安堵町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

令和4年3月1日提出、安堵町長 西本安博。

続きまして予算書をお開けいただきまして、1ページお願いいたします。

(収支的収入及び支出)

第3条 収支的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益1億8,343万6,000円。

支出

第1款 水道事業費用1億7,926万7,000円。

次に予算書2ページお願いいたします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入

第1款 資本的収益120万円。

支出

第1款 資本的支出5,486万6,000円。

水道事業会計を除く、一般会計及び特別会計を合わせました予算総額は57億5,840万8,000円で、前年度よりマイナスの1億4,895万7,000円、マイナスの2.5%の減少となりました。

以上で、令和4年度安堵町一般会計予算及び特別会計予算並びに水道事業会計予算でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議長(福井保夫) これより一括して、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第16号につきましては、議長を除く7名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

よって議案第16号は、議長を除く7名の委員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

議長(福井保夫) 次に、議案第17号から議案第21号までの5議案について、議長を除く7名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福井保夫) 異議なしと認めます。

よって議案第17号から議案第21号までの5議案については、議長を除く7名の委員で構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

---

議長(福井保夫) 只今、設置されました各予算審査特別委員会の正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

-----  
休 憩 (午後1時40分)

再 開 (午後1時45分)  
-----

議長（福井保夫） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

先程設置された、予算審査特別委員会の正副委員長を申し上げます。

一般会計予算審査特別委員会委員長 増井敬史議員、副委員長 三浦博議員。

特別会計等予算審査特別委員会委員長 山岡敏議員、副委員長 浅野勉議員。

以上です。よろしく申し上げます。

---

議長（福井保夫） 日程第31 報告第5号「令和4年度安堵町土地開発公社予算の報告について」を議題とします。

本案について、報告を求めます。

建設課長（池田佳永） はい、議長。

議長（福井保夫） はい。池田建設課長。

（池田建設課長 登壇）

建設課長（池田佳永） 建設課の池田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、報告第5号「令和4年度安堵町土地開発公社予算の報告について」を御説明いたします。

事業計画書及び予算書の1ページ目をお願いいたします。

令和4年度安堵町土地開発公社の事業計画でございます。公有地売却事業といたしまして、東安堵小集落地区事業用地を1,800万5,000円で、町への売却を予定しています。

次のページをお願いいたします。

公有地取得事業でございますが、令和4年度におきましては予定はございません。

続きまして、予算の方、御説明いたします。

1ページめくっていただきまして、第2条 収益的収入は1,800万6,000円であり、収益的支出は1,800万5,000円でございます。なお、この差額の1,000円につきましては、受取利息でございます。

第3条 資本的収入は0円であり、資本的支出でございますが1,533万7,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

第4条の借入金でございますが、その限度額を1,540万円とさせていただいております。次のページ以降につきましては、只今の説明と重複いたしますので割愛させていただきます。それでは、報告書を朗読させていただきます。

報告第5号 令和4年度安堵町土地開発公社予算の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度安堵町土地開発公社の予算を別紙のとおり報告する。

令和4年3月1日報告、安堵町長 西本安博。

以上、報告とさせていただきます。

議長（福井保夫） これより、質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（福井保夫） 質疑なしと認めます。

これで、報告第5号を終結します。

---

議長（福井保夫） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月2日、午前10時開会です。一般質問を予定しています。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

---

散 会  
午後1時50分

---